

「東日本大震災－宮城県の6か月間の災害対応とその検証－」の発行について

危機対策課

1 検証の目的

本検証は、未曾有の大災害となった東日本大震災に対する宮城県の経験とその対応を明らかにし、それを検証することにより、宮城県における今後の大規模災害への体制強化を図るための基礎資料として活用するとともに、今後国内で発生する大規模災害への備えとなる教訓として、多くの機関に幅広く活用してもらえる行政資料とすることを目的に行ったものである。

2 検証の方法

本書では、東日本大震災の発生した3月11日から概ね半年間における宮城県の初動期から応急・復旧期の災害対応について明らかにするとともに、自衛隊をはじめ関係機関にも協力を得て、半年間の災害対応について記述している。

検証に当たっては、宮城県の災害対応を中立かつ専門的な視点で検証を行う必要があることから、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 人と防災未来センター（以下「DR I」という。）へ業務委託し、災害対応に当たった県職員の記憶が風化しないうちに、できるだけ早い時期に聞き取り調査を実施した。また、一部分野の災害対応については、より客観的に宮城県の対応を検証する必要から、宮城県以外の関係機関（県内市町、県との災害協定団体及び宮城県を支援した自治体、警察、消防、自衛隊、海保、東北電力、通信、ガスなど）からも聞き取り調査を行った。

検証結果については、DR Iがとりまとめた提言を検証レポートとして提出を受け、本文中の対象項目ごとに枠内に掲載をした。

なお、DR Iによる検証の対象は宮城県の災害対応のみを対象とし、本書の発行に当たり協力をいただいた関係機関には、各機関独自の検証結果を記述いただいている。
※ 調査は、本庁70課室及び地方機関19公所に対し実施し、延べ364人の職員から聞き取りを行った。

3 検証の活用について

- (1) 県の各所属・職員の災害復旧・復興活動の改善に活用する。
- (2) 本県の災害対策本部要綱や大規模災害対応マニュアルの見直しのために活用する。
- (3) 各関係機関と検証内容の情報交換を行い、地域防災計画の見直し等に活用する。
- (4) 検証結果を公表し、他の自治体における災害対応の参考資料として活用する。
- (5) 今回の震災の詳細な記録と教訓として次代に引き継いでいく。

4 今後の検証・記録について

平成24年4月より危機対策課内に「災害対策検証・記録チーム」を新設し、引き続き、県災害対策本部の応急対応をはじめ、県内市町村及び県民の被災、災害対応等に関する課題等の検証を行うとともに、国、都道府県、全国市町村、ライフライン関係機関、ボランティア団体等の支援状況の把握を行い、これらの教訓が次世代に引き継がれるよう記録集を作成する。（平成24年～平成26年の3カ年事業）

宮城県防災会議東日本大震災検証・記録専門部会設置要綱（案）

（設置）

第1 未曾有の被害をもたらした東日本大震災の検証，記録を行い，教訓を後世に残すために作成する検証・記録集（以下「記録集」という。）に対する意見を求めるため，宮城県防災会議東日本大震災検証・記録専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 部会は，次に掲げる事項を審議するものとする。

- （1）記録集の検証，記録に関すること。
- （2）その他記録集に必要な事項に関すること。

（組織等）

第3 部会は，宮城県防災会議委員及び専門委員をもって組織する。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は，会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き，会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は，会務を総理し，部会を代表する。
- 5 部会長を補佐し，部会長に事故あるときはその職務を代理するため，副部会長を置く。副部会長は，部会長が指名する。
- 6 委員の任期は，平成27年3月31日までとする。

（会議）

第4 部会の会議は，部会長が招集する。

- 2 部会の会議は，必要に応じ部会委員以外の者の出席を求めることができる。

（委任）

第5 この要綱に定めるもののほか，部会の運営に関し必要な事項は，部会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は，平成24年 月 日から施行する。
- 2 この要綱は，平成27年3月31日限り，その効力を失う。